就業ニ關スル条件 船内危害ノ衛生及一般的衛生、災害ノ予
防、船舶ノ一般的安全、設備ニ關スル措置、海員ノ雇傭及送還、救
療及傷病死亡海員ニ對スル報酬的措置、難破又ハ船舶滅失
ノ場合ニ於ケル失業補償ニ關スル措置ヲ定ムルトノ明文ヲ掲記スル
由来今日ノ商船船員ノ要望ガ茲ニ於テ始メテアル程度ニ實現シ船
員ノ自由並ニ其ノ權利ノ伸暢ニ對シテ幾分ノ光明ヲ点セシムベキヲ信
ズルモノナリ。

二、船員ヲシテ海上労働監督官タラシムルコト。

理由

上述ノ如ク海員ハ船内生活ノ特殊性ニ基因スル疾病ニ罹レルノ悲
惨ナル病気ト陰ナル不安ニ圍繞セラルルヲ常トシ其ノ諸施設不良一方
労働條件ニ對シテ遠ク僻地ニ保護ヲ受クルコト少ク海上労働ニ關
スル船員ノ體驗ニ其ノ意見ヲ重ンゼラレザル案ヲ以テ常ニ海員ノ勞働

ナルモノ其ノ理由ハ見テモ船員トシテ直接ニ従事シタル者ニ於テ之ヲ
監督セシムルハ其ノ作業ヲ通シテ監督官ニ對シ其ノ業務船舶ニ於ケル海員
生活ノ遺憾ナキ缺陥ヲ宣シ自由ニ當局ニ申告スルヲ得セシメ又海員ノ陳
述アルトキハ監督官ハ須ラク之ヲ照會シ其ニ對スル審査ニ着手シ當局
監督官ハ其ノ要求ヲ他ノ船舶ニ於ケル取扱ニ付キテ審査スル
ヲ要スルモノナリ又海員ニ對スル條約第十条「監督官ハ海
上ノ實状ニ從フ」ベキモノト定メタルハ海員ノ船内
労働監督ニ就テノ必要性ヲ認メタルモノニシテ法ニ裏書シアル
モノニ外ナラズ労働者ニ於テ労働ノ内容ヲ自覚セル者ニ
於テ其ノ監督権ヲ行使シ其ノ勞働ノ實態ヲ知悉スルノ意味ニ於テ
自己ノ監督権ヲ行使シ其ノ職務ヲ監督スルヲ禁止スル意味ノ決定ガ
却テ海員ニ對シテ其ノ權利ヲ保護シ改善スル必要
ヲ信ズ。